

使用水量等のお知らせ

いつもご利用いただきありがとうございます。
本証により集金することはありません。

佐賀東部水道企業団

※ご不明な点があれば上記連絡先までご連絡ください。

(お願い)

- 水道に関することは、すべて届出制となっています。水道の「開始」「中止」「変更」をするときは、必ず企業団へ5日前までにお届けください。
- 企業団に下水道使用料の徴収事務を委託している市町の下水道に関する「再開始」「休止」等は企業団または市町の下水道担当課へ5日前までにお届けください。
※下水道を使用されているお客様には下水道使用料等が表示されています。
- いつでも検針できるように、メーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりしないでください。
- メーターの検針ができない場合は、その使用量を企業団及び下水道担当課で認定いたしますのでご了承ください。

(お知らせ)

- ◎ 水道料金等の口座振替日は検針月の27日です。振替ができなかった場合は翌月の14日に再振替を行います。振替日が取扱金融機関の休日の場合は翌営業日となります。
- ◎ 簡単な漏水の調べ方
水道の蛇口を全部閉めてもメーターのパイロット(針)が回っていれば、漏水の可能性があります。指定業者に修繕を依頼してください。

※詳しくは「佐賀東部水道企業団」のホームページをご覧ください。
(<https://sagatsk.or.jp/>)



(上水道に関する連絡先)

- ◆ 佐賀市(川副町・東与賀町)・神埼市(神埼町・千代田町)・吉野ヶ里町の方は
営業課 TEL 0952(30)6212
- ◆ 上峰町・みやき町・基山町の方は
三養基営業所 TEL 0942(89)2868

(下水道に関する連絡先)

- ・ 佐賀市上下水道局 0952(33)1313
- ・ 神埼市下水道課 0952(37)0105
- ・ 吉野ヶ里町 建設事業課 0952(37)0348
- ・ 上峰町 建設課 0952(52)7414
- ・ 基山町 建設課 0942(92)7963